

知立市内で転居した方へ

裏面あり

下記の項目に該当のある方は各課で手続きをお願いします。詳しくは、各窓口におたずねください。

手続き項目	内 容	必要なもの	窓 口
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード	・自動的に住所変更されますので、手続きの必要はありません。 ・住所変更の手続きが必要です。 ・公的個人認証サービスによる「電子証明書」の交付を受けていた方は、住所変更したことにより内容が抹消となります。希望する方は再度申請をしてください。	なし 住民基本台帳カード 個人番号カード	① 市民課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度	・国民健康保険の住所変更が必要です。 市民課の手続き後に「国民健康保険」の番号札をお取りください ・後期高齢者医療制度の住所変更が必要です。 市民課の手続き後に「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください	被保険者証 印鑑	② 国保医療課
<input type="checkbox"/> 子ども医療 (0歳～中学3年生修了まで) <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療 <input type="checkbox"/> 後期高齢者福祉医療 <input type="checkbox"/> 障害者医療 <input type="checkbox"/> 精神障害者医療	・受給者証の住所変更が必要です。 市民課の手続き後に「後期高齢者保険・福祉医療」の番号札をお取りください	被保険者証 現在お持ちの 医療受給者証 印鑑	
<input type="checkbox"/> 国民年金 [現在加入中で、20歳～60歳未満及び年金受給者]	・現在加入中で、20歳～60歳未満の方は自動的に住所変更されますので、手続きの必要はありません。 ・年金受給者は住所変更の手続きが必要な場合があります。 市民課の手続き後に「国民年金」の番号札をお取りください	年金手帳	
<input type="checkbox"/> 介護保険 [65歳以上の方、もしくは介護認定を受けている方] <input type="checkbox"/> 高齢者在宅福祉サービス	・被保険者証の住所変更が必要です。 ・緊急通報装置、宅配給食サービス、タクシーチケット等の高齢者在宅福祉サービスの転居手続きをしてください。	被保険者証	⑥ 長寿課
<input type="checkbox"/> 原付、小型特殊 <input type="checkbox"/> 125cc超～250cc以下の二輪車 <input type="checkbox"/> 250cc超の二輪車 <input type="checkbox"/> 軽自動車	・自動的に住所変更されますので、手続きの必要はありません。 ・軽自動車協会 三河分室へお問い合わせください。 電話 0565-(52)-3111 豊田市若林西町西葉山48番地1 ・愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所へお問い合わせください。 電話 050-(5540)-2047 豊田市若林西町西葉山46番地 ・軽自動車検査協会 愛知県主管事務所 三河支所へお問い合わせください。 電話 050-(3816)-1772 豊田市若林西町西葉山48番地2	なし	④ 税務課
<input type="checkbox"/> 各障害者手帳 <input type="checkbox"/> 各障害者手当 <input type="checkbox"/> 各受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 (精神・更生・育成)	・市民課の手続き後に住所変更の手続きをしてください。 ・住所変更の手続きをしてください。 ・障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方は、住所変更の手続きをしてください。 ・住所変更の手続きをしてください。	各障害者手帳 印鑑 ★ 印鑑 ★ 各受給者証 ★ 受給者証 印鑑 ★	⑤ 福祉課
<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 県・市遺児手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 保育園入園児・申請児の登録住所の変更	・住所変更の手続きをしてください。 ※公務員の方の児童手当については各職場におたずねください。 ・実施状況変更届の提出が必要です。 ※手続きの際は窓口にてお声をかけてください。	印鑑 詳しくは係におたずねください。 印鑑	⑬ 子ども課
<input type="checkbox"/> 水道の中止、開始	・希望日の3営業日前までに「給水中止届」「給水開始届」を提出してください。 (FAXでも可能です。様式はホームページからダウンロードできます。)	なし	⑪ 水道課
<input type="checkbox"/> ごみの出し方 <input type="checkbox"/> し尿汲み取りの廃止 し尿汲み取りの開始 <input type="checkbox"/> 犬の登録変更	・日時や場所等、ご不明な点がございましたらおたずねください。 ・申し込み手続きをしてください。 ・犬の登録事項変更届をしてください。	なし	⑦ 環境課
<input type="checkbox"/> 児童・生徒の転居 (小学校・中学校)	・市民課の手続き終了後に、学校の転学の手続きをしてください。 ※学区が変更となる場合は転学の手続きが必要です。	印鑑	⑭ 学校教育課

1 階

2 階

階

★がついている場合、マイナンバーがわかるものがが必要です。

< 便利な口座振替を！ >

市税や水道料金の納付は、口座振替で手間と時間を省きましょう。

依頼書は、市役所・金融機関にあります。ご連絡いただければ依頼書を郵送します。

口座振替の開始は、依頼書を提出した日の翌月分より開始になります。

市税は税務課徴収係、介護保険料は長寿介護課介護保険係、後期高齢者医療保険料は国保医療課医療係、水道料金は水道課料金係が担当しています。詳しくは担当窓口までおたずねください。

< 世帯構成が変わった方へ >

以下の状況になった方は、担当窓口へご相談ください。

世帯構成	内 容	担当窓口
75歳以上のひとり世帯になったとき	後期高齢者福祉医療の助成を受けられる場合があります。	国保医療課
75歳以上のひとり世帯ではなくなったとき	後期高齢者福祉医療の受給資格がなくなる場合があります。	
65歳以上のひとり世帯になったとき	高齢者在宅福祉サービスや介護保険施設サービスの食費・居住費の負担限度額認定を受けられる場合があります。	長寿介護課
65歳以上のひとり世帯ではなくなったとき	高齢者在宅福祉サービスや介護保険施設サービスの食費・居住費の負担限度額認定を受けられなくなる場合があります。	
15歳以下の子どもを養育することになったとき(未成年後見人等)	児童手当を受給できる場合があります。	子ども課
15歳以下の子どもを養育しなくなったとき(離婚・死亡等)	児童手当の受給資格がなくなります。	
15歳以下の子どもと別居(同居)したとき	ご相談ください。	
18歳以下の子どもとその母または父の世帯となったとき	ひとり親家庭を対象とした手当(児童扶養手当、愛知県遺児手当、知立市遺児手当)を受給できる場合があります。	
ひとり親家庭で18歳以下の子どもがいなくなったとき	ひとり親家庭を対象とした手当は受給資格がなくなる場合があります。	国保医療課
	母子家庭等医療受給者は資格がなくなります。	

※手当によっては、所得制限やその他の要件により受給できない場合があります。

< 知立市の住民票や税務証明書を郵送請求する場合 >

住民票や税務証明書(所得証明書・課税証明書・納税証明書等)が必要になった場合は、窓口での請求の他に、郵送でも請求することができます。

以下のものを知立市役所市民課宛てに送付してください。

- ・申請書(申請内容を記載したもの)
- ・本人確認書類の写し
- ・手数料分の定額小為替

住民票(除票)、税務証明書ともに1通につき200円
ただし税務証明書は使用目的によっては無料のものもあります
ので、使用目的を明記してください。

- ・返信用封筒に切手と宛て先を記入したもの

〒472-8666
知立市広見三丁目1番地
0566-83-1111(内線198, 199)
知立市役所 市民課

詳しくは知立市役所のホームページでもご覧いただけます。

ご不明な点等ありましたら、右記の連絡先までお問い合わせください。